

## 奈良県バレーボール協会会則

### 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は奈良県バレーボール協会と称し、公益財団法人日本バレーボール協会、近畿バレーボール連盟、公益財団法人奈良県体育協会に加盟し事務局を理事長宅に置く。

### 第2章 目的及び事業

第2条 本会は奈良県下のバレーボール競技を統轄する中枢機関となり、バレーボールの健全な普及と育成を図ることを以て目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、各種バレーボール競技会の開催
- 2、バレーボール競技に関する技術、審判講習会等の開催
- 3、その他本会の目的達成に必要な一切の事業

### 第3章 組 織

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1、本会の趣旨に賛同し、本会に加盟した団体
- 2、バレーボール界に功労のあった者
- 3、本会の趣旨に賛同するバレーボール愛好者

第5条 本会には、次の連盟を置く。

- 1、小学生連
- 2、中体連
- 3、高体連
- 4、大学連
- 5、実業団連
- 6、ママさん連
- 7、クラブ連
- 8、ソフト連
- 9、ビーチ連

### 第4章 役 員

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 若干名
- 3、理事長 1名
- 4、副理事長 若干名
- 5、常任理事 若干名
- 6、理事 若干名
- 7、監事 若干名
- 8、委員 若干名

第7条 本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第8条 本会の役員選出は次のとおりとする。

- 1、会長・副会長は、理事会において推挙する。
- 2、理事長・副理事長は、理事会の互選により会長が委嘱する。
- 3、常任理事は理事会の互選により会長が、委嘱する。
- 4、理事は、総会において推薦し、会長が委嘱する。また、学識経験者の中から会長がこれを委嘱することができる。
- 5、監事は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 6、名誉会長・顧問・参与は常任理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第9条 本会の役員任務は次のとおりとする。

- 1、 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、総会及び理事会の議長となる。
- 2、 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- 3、 理事長は、会務を執行する。
- 4、 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する。
- 5、 常任理事及び理事、委員は、理事長を補佐し、会務の執行にあたる。
- 6、 監事は、事業及び会計を監査する。
- 7、 名誉会長・顧問・参与は会長の諮問に応ずる。

第10条 役員任期は次のように定める。

- 1、 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 2、 欠員が生じたときは、第8条にもとづいて補充する。この場合の任期は、前任者の残存期間とする。

## 第5章 分 掌

第11条 本会の事業遂行上各専門委員会を置く。

- 1、 総務（会計・庶務・報道）
- 2、 競技
- 3、 審判
- 4、 指導普及
- 5、 事業

第12条 各委員会にはそれぞれ委員長を置き、会計・庶務・報道には主任を置く。

- 1、 各委員会にはそれぞれ委員を置く。
- 2、 委員長及び主任は常任理事会によって決める。

## 第6章 会 議

第13条 本会に、次の会議を置く。

- 1、 総会
- 2、 常任理事会
- 3、 理事会
- 4、 委員会

第14条 総会は毎年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

第15条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成し、会長が招集する。

第16条 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び監事をもって構成し、会長が招集する。

第17条 委員会は委員長が必要と認めるときは、招集することができる。

題18条 本会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

第19条 議事は出席者の過半数をもって決定する。

## 第7章 会 計

第20条 本会の運営費は、会費・大会参加料・補助金・その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 会費の金額は、別に定める。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

第23条 この会則を改正するときは総会の議決を経なければならない。

第24条 この会則の施行に関し必要な事項は、常任理事会で定める。

## 付 則

本規約は昭和22年7月1日より施行する。

昭和63年4月9日 一部改正

平成6年4月3日 一部改正

平成23年4月10日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成31年3月31日 一部改正